

令和7年度 家計調査業務サポーターの募集案内

石川県統計情報室

家計調査業務サポーター（家計調査民間指導員）とは、統計法第14条にもとづく統計調査員であり、地方公務員法第3条第3項第3号によって定められる特別職の地方公務員で、非常勤の職員です。

1 募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

区分	勤務場所	主な職務内容※	採用予定数
家計調査 民間指導員	石川県庁本庁舎 12 階 (金沢市鞍月)	県職員とともに家計簿の審査、世帯情報等の審査、翌年の調査の準備、調査用品の仕分け、調査員に対する支援など (簡単なパソコン操作業務あり。)	1 名

※主な職務内容等については、別添のリーフレットも参考にしてください。

2 勤務条件等

項目	内容
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
勤務時間	月12日勤務。12日のうち約8日は所属長が指定した日。その他の約4日は調査員からの書類の提出状況に応じて任意に決めることができる。勤務時間は、7時間45分（基本9時から17時45分まで（休憩時間は12時から13時まで））
休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
報酬等	基本報酬 月額 114,270 円 ※その他、通勤手当相当額 6,780 円が支給されます。 ※報酬月額は変更される場合あり
休暇	年次有給休暇
社会保険等	地方公務員共済組合、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。公務上又は通勤による災害についての補償制度があります。
服 務	地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 (例) 法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務 等 採用後1か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に家計調査民間指導員として採用されます。

3 応募資格

次のいずれにも該当しないこと（地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参、郵送又はメールにて送付してください。
応募申請書の様式は以下からダウンロードしてください。(石川県行政経営課 HP)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/index.html>

(宛先)

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県統計情報室 家計調査民間指導員 募集担当

Mail: keisang@pref.ishikawa.lg.jp (@は半角に変換してください)

- ・提出書類を統計情報室へ持参するか郵送、またはメールにより提出してください。
- ・持参又は郵送の場合は封筒の表に、メールの場合は件名に「家計調査民間指導員希望」と明記してください。
- ・メールによる申し込みの場合、県から受領をお知らせするメールをお送りします。県からのメールが届かない場合は、必ず下記3月11日(火)午前中までに「問い合わせ先」へお問い合わせください。

5 応募期間

令和7年2月25日(火曜日)から令和7年3月10日(月)まで

- ・統計情報室窓口での受付時間は、9時から17時45分までとなります。
- ・土曜日・日曜日の閉庁日は窓口での受付は行いません。
- ・郵送の場合、3月10日(月)必着のものに限り受け付けます。

6 選考試験

(1) 選考方法

応募申込書をもとに面接試験を行います。

(2) 面接日

令和7年3月14日(金曜日)または3月17日(月)

- ・上記の日のうち、可能な日を応募申込書にご記入ください。どちらでも可能な場合はその旨ご記入ください。
- ・面接日時及び会場は調整のうえ、令和7年3月11日中にメールまたは電話でご連絡します。

(3) 内定

選考試験の結果については、面接後概ね1週間以内にメールまたは電話でご連絡します。

7 その他

- ・マイカー通勤は可能ですが駐車場はありません。
- ・提出された書類は一切返却しません。
- ・提出書類及び選考試験時に取得した個人情報、採用事務以外の目的には一切使用しません。

<問い合わせ先・応募先>

石川県金沢市鞍月1-1

石川県統計情報室(県庁12階)

TEL 076-225-1343

MAIL keisang@pref.ishikawa.lg.jp

(@は半角にしてください)

担当 家計調査民間指導員 募集担当